「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果について

令和８年１月２３日
中　小　企　業　庁
事業環境部金融課

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令案」について、令和７年１２月１０日（水）から令和８年１月１９日（月）まで、広く国民の皆様からの御意見を募集しました結果、本件に関して、４件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する中小企業庁の考え方を別紙の通りまとめましたので公表いたします。

今後とも、中小企業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する中小企業庁の考え方
1	本改正案が示す「東日本大震災復興緊急保証の１年間の延長」について、私は賛成します。依然として復興の途上にある中小企業を支援し、地域経済の安定を図ることは極めて重要です。 しかしながら、保証制度延長には国の財政負担増が不可避であり、安定的な財源確保が必要だと考えます。 近年、国・自治体の補助金・委託事業に関し、事業の透明性や適正性に疑念が生じ、行政内部の監査・評価体制が十分機能していないのではないかと指摘される事例が散見されます。 例えば、一部の委託事業において、黒塗り資料のまま提出され内容が確認できないケースがあったこと、環境・福祉・多文化共生等の名目で、成果が曖昧なまま補助金が継続されるNPO法人が多数存在しているとの指摘、大規模再エネ事業や外国人土地取得などで、行政の審査体制や説明責任が不十分と批判された事例、などが報道や行政文書公開の過程で確認されています。 これらは個々の団体の善悪を断定するものではありませんが、「事業の透明性が担保されないまま補助金が支出される構造」が存在している可能性は否めず、国民の信頼を損なっています。	御意見ありがとうございます。 本政令は、経営環境が厳しい事業者の資金調達環境の維持のために延長してほしいといった自治体からの要望等を踏まえ、期限の延長を決めたものであります。 引き続き、被災地の復旧・復興の状況等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

	さらに、NPO・NGO 制度は性善説を前提に構築されており、海外からも「監査やガバナンスが弱く、悪用のリスクがある」と指摘されている制度も存在します。地方自治体も国も、監視能力・審査能力が十分でない現状を認識し、補助金の縮減、事業評価の厳格化、重複事業の整理、制度そのものの再構築を進めるべきです。 また、ODA や国際協力事業についても、長年支援を継続しても成果が見えづらい案件があり、「国内の財政が逼迫する中、限られた資金をどこに重点化すべきか」という観点から、効果検証の強化、緊急度の低い案件の縮減、支援の方法そのものの見直し（自立支援型へ転換等）を行う必要があります。 ■ 提案 中小企業支援の財源を確保するために NPO・NGO・委託事業の補助金を全面的に棚卸しし、透明性を確保すること。効果が不明確な国際協力・ODA 案件の優先順位を見直すこと。JICA を含む国際協力機関の事業評価・組織効率化を進めること。得られた財源を、今回のような復興・中小企業支援など、国内の喫緊の課題に重点配分すること。 ■ 結び 震災復興を前に進めるため、今回の保証制度延長には賛成します。 一方、国民が納得できる財政運営のためには、不透明な補助金支出の是正と、財源の再配分 が不可欠です。	

	確かな行政運営の実現を強く求めます。 以上、意見として提出いたします。	
2	本当に 政府は支援をしているのか? 15 年が経とうというのに 支援を必要とする中小企業が在る事自体、政府の支援策が満足でないのではないか。 もしそうでないなら、政府が支援金で中小企業をコントロールしようとする危険性も発生する。現状を きちんと精査し、必要であれば大企業から負担金を集め、中小企業に回す経済公正化も必要ではないのか。	
3	私は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令案について賛成です。 なぜなら、まだ支援が必要だと思うからです。	御意見ありがとうございます。 引き続き、被災地の復旧・復興の状況等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。
4	石巻地域の被災企業の多くは、震災復旧・復興のため利用した各種融資等の返済負担に加え、間もなく二重ローンの再買取時期を迎えようとしている企業にとっては、事業継続や地域雇用の維持に深刻な影響を及ぼしている事業者も少なくありません。 同制度が今回の政令改正案にて、適用期間が延長される事については感謝申し上げたいと思いますが、様々な支援制度の内、特に「東日本大震災関連の保証制度」について、制度の見直しを図っていただけないのか。	御意見ありがとうございます。 本政令に係る東日本大震災復興緊急保証は、東日本大震災により経営の安定に支障が生じている中小企業者の皆様に対し、通常の一般保証とは別枠で借入債務の 100%を保証する制度となっております。 御意見につきましては、被災地域の中小企業者の皆様の実情に即した重要な御意見として受け止めつつ、引き続き、被災地の復旧・復興の状況等

	［御意見の詳細］ 1　該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） （1）補助・助成の対象事業の拡充・変更 ③　変更既存制度の要件緩和（補助率や上限額の調整） （2）手続き・運用の改善 ①、②、④　申請手続きの簡素化 地域（事業者）の声として ①メインバンクに同制度の利用を相談したが、対象要件が厳しく、利用が出来なかった。 ②手続きが煩雑で時間がかかってしまうのではないか。 石巻市の認定　⇒　金融機関　⇒　信用保証協会 ③保証料や利息の減免をお願いできないのか ④代表保証は原則不要とされているが、ケースによっては代表者保証が求められる事があるが、経営者個人リスク軽減を図れないのか。　⇒　代表保証を不要とできないのか。 2　同制度の問題点 1. 対象要件が厳しく、使える事業者が限られる ・「震災の直接被害」や「原発事故区域に事業所があった」など、条件が明確に限定されている。 ・間接的な影響でも、売上が 10%以上減少していることを市区町村長の認定で証明する必要がある。 → 震	を踏まえながら、適切に対応してまいります。

	災の影響があっても、数字で証明できないと使えないケースがある。 2. 手続きが煩雑で時間がかかる ・市区町村の認定 → 金融機関 → 信用保証協会という三段階の審査が必要。 ・売上資料、罹災証明、登記簿など提出書類が多い。 → 迅速に資金が必要な事業者には負担が大きい。 3. 借入である以上、返済負担は残る ・保証制度は「借りやすくする」だけで、返済義務は当然残る。 ・売上が戻らないまま借入だけ増えると、返済が重荷になる。 4. 保証料や利息は発生する ・保証料率は0.8%以下とされているが、 通常より低いとはいえ無料ではない。 ・金融機関の利息も別途必要。 5. 代表者保証が必要になる場合がある ・「原則不要」とされるケースもあるが、 状況によっては代表者保証が求められる。 → 経営者個人のリスクが残る。 6. 期間限定の制度であり、将来の延長は不確実 ・現在は令和8年（2026年）3月31日までの実施。 → 長期的な資金計画には使いづらい。	

	以上 この制度は「震災で大きな影響を受けた事業者を救う」ための強力な仕組みですが、対象の限定性・手続きの煩雑さ・返済負担といったデメリットがあり、実情（現状）を考慮した見直しの実現をお願いしたい。	